

相模原市学校給食費の管理に関する条例(案)の骨子

1 趣旨

この条例は、学校給食法(昭和29年法律第160号。以下「法」という。)第4条の規定により相模原市立小学校、中学校及び義務教育学校(以下「市立小中学校等」という。)において市が実施する学校給食に係る学校給食費の管理について必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費をいう。
- (3) 保護者 学校教育法(昭和22年法律第26号)第16条に規定する保護者をいう。

3 学校給食費の徴収

- (1) 市長は、市立小中学校等のうち規則で定めるものにおいて実施される学校給食を受ける児童又は生徒の保護者から学校給食費を徴収する。
- (2) 学校給食費の額は、ア又はイに掲げる区分に応じて定める額を超えない範囲内において規則で定める額とする。
 - ア 小学校及び義務教育学校(前期課程に限る。) 年額50,600円
 - イ 中学校及び義務教育学校(後期課程に限る。) 年額58,300円
- (3) 保護者は、規則で定める日までに学校給食費を納付しなければならない。

4 学校給食費の減免

市長は、特別の理由があると認めるときは、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

5 督促

学校給食費を納期限までに納付しない保護者に対する督促については、相模原市債権の管理に関する条例(平成24年相模原市条例第3号)の定めるところによる。

6 違約金の徴収

- (1) 市長は、学校給食費を納期限までに納付しない保護者がある場合において、

督促をしたときは、当該学校給食費の額(その額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(その納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額(その額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に相当する違約金額を加算して徴収するものとする。

(2) 違約金の額の計算に用いる年当たりの割合は、^{じゆん} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(3) 市長は、保護者が学校給食費を納期限までに納付しなかったことについてやむを得ない理由があると認めるときは、違約金を減額し、又は免除することができる。

7 委任

この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 施行期日

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 経過措置

(1) 当分の間、違約金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、各年の延滞金特例基準割合(地方税法(昭和25年法律第226号)附則第3条の2第1項に規定する各年の延滞金特例基準割合をいう。以下同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。

(2) (1)の規定の適用がある場合における違約金の額の計算において、その計算の過程における金額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。